

青梅市規則第29号

青梅市債権管理条例施行規則を公布する。

令和8年7月1日

青梅市長 大勢待 利 明

青梅市債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、青梅市債権管理条例（令和8年条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(台帳の記載事項)

第2条 条例第5条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の住所、氏名および連絡先（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名および連絡先）
- (3) 債権の発生原因および発生日
- (4) 債権の金額
- (5) 納付または納入の期限
- (6) 延滞金その他の徴収金に関する事項
- (7) 督促に関する事項
- (8) 時効に関する事項
- (9) 担保（保証人の保証を含む。）に関する事項
- (10) 財産に関する事項
- (11) 強制執行等の措置に関する事項
- (12) 納付または納入の履歴および交渉経過
- (13) 前各号に掲げるもののほか、債権の管理上青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項

(督促)

第3条 条例第7条第1項で引用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項または地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条に規定する督促は、法令または条例（以下「法令等」という。）に定めがあるものを除き、督促状により履行期限後20日以内に行うものとする。

2 前項の督促は、法令等に定めがあるものを除き、督促状を発する日から起算して10日以内の日を納付または納入の期限として行うものとする。

(督促後強制執行等の措置をとるまでの期間)

第4条 条例第7条第1項で引用する令第171条の2に規定する相当の

期間は、1年とする。ただし、市長が相当と認めるときは、この限りでない。

（履行期限後徴収停止の措置をとるまでの期間）

第5条 条例第7条第2項で引用する令第171条の5に規定する履行期限後の相当の期間は、1年とする。ただし、市長が相当と認めるときは、この限りでない。

（債権の放棄）

第6条 条例第8条第1項第5号に規定する相当の期間は、1年とする。ただし、市長が相当と認めるときは、この限りでない。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。